



発行 東京都

目次

53

条 例

- 東京都知事の給料等の特例に関する条例の一部を改正する条例……………(総務局)……………三
- 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……………三
- 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……………三
- 東京都都税条例の一部を改正する条例……………(主税局)……………四
- 東京都宿泊税条例の一部を改正する条例……………(同)……………五
- 都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例……………(東京都教育委員会)……………六
- 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例……………(同)……………六
- 東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例……………(都市整備局)……………六
- 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………(福祉保健局)……………七
- 東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例……………(同)……………七
- 東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……………七
- 東京都児童相談所条例の一部を改正する条例……………(同)……………七
- 東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例……………(同)……………八
- 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例……………(同)……………八

例の一部を改正する条例……………(同)……………八

○ 東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……………八

条例のあらまし

●東京都知事の給料等の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第五二号)

- 一 現在五〇パーセントの減額を行っている知事の給料等についての特例措置を、令和六年七月三〇日まで延長します。
- 二 この条例は、令和五年八月一日から施行します。

●特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第五三号)

- 一 特別区が処理する事務の範囲に係る規定を改めるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和五年七月一日ほかから施行します。

●市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第五四号)

- 一 市町村が処理する事務の範囲に係る規定を改めるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和五年七月一日ほかから施行します。

●東京都都税条例の一部を改正する条例(条例第五五号)

- 一 地方税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第一号)の施行等に伴い、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を行ったマンションについて、固定資産税の減額の割合を条例により定めるほか、所要の改正を行います。
- 二 この条例は、公布の日ほかから施行します。

●東京都宿泊税条例の一部を改正する条例 (条例第五六号)

- 一 地方税法等の一部を改正する法律 (令和五年法律第一号) の施行に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和六年一月一日から施行します。

●都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例 (条例第五七号)

- 一 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令 (令和五年政令第一五四号) の施行に伴い、介護補償の額を改定します。
- 二 この条例は、公布の日から施行し、令和五年四月一日から適用します。

●東京都立学校設置条例の一部を改正する条例 (条例第五八号)

- 一 東京都立村山特別支援学校及び東京都立清瀬特別支援学校の位置を改めます。
- 二 この条例は、令和五年九月一日から施行します。

●東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例 (条例第五九号)

- 一 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令 (令和五年政令第一四五号) の施行による租税特別措置法施行令 (昭和三十二年政令第四三三号) の改正に伴い、特定の民間再開発事業認定申請手数料の規定を廃止します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (条例第六〇号)

- 一 こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令 (令和五年厚生労働省令第四八号) の施行による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和二十三年厚生省令第六三三号) の改正等に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (条例第六一号)

- 一 こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令 (令和五年厚生労働省令第四八号) の施行による児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成二四年厚生労働省令第一五号) の改正に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (条例第六二号)

- 一 こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令 (令和五年厚生労働省令第四八号) の施行による児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成二四年厚生労働省令第一六号) の改正に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都児童相談所条例の一部を改正する条例 (条例第六三号)

- 一 児童福祉法施行令の一部を改正する政令 (令和五年政令第三一三号) の施行に伴い、葛飾区が行うこととする事務について、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和五年一〇月一日から施行します。

●東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例 (条例第六四号)

- 一 女性福祉資金貸付事業の充実を図るため、事業開始資金等の貸付限度額を引き上げます。
- (例) 事業開始資金の貸付限度額
三、一四〇、〇〇〇円 ↓ 三、二六〇、〇〇〇円
- 二 この条例は、公布の日から施行し、令和五年四月一日から適用します。

●東京都指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (条例第六五号)

- 一 こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令 (令和五年厚生労働省令第四八号) の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成一八年厚生労働省令第一七一号) 等の改正に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (条例第六六号)

- 一 こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令 (令和五年厚生労働省令第四八号) の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成一八年厚生労働省令第一七二号) の改正に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

条 例

東京都知事の給料等の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年六月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第五十二号

東京都知事の給料等の特例に関する条例の一部を改正する条例

東京都知事の給料等の特例に関する条例 (平成二十八年東京都条例第九十二号) の一部を次のように改正する。
「令和四年八月一日から令和五年七月三十一日まで」を「令和五年八月一日から令和

六年七月三十日まで」に改める。

附 則

この条例は、令和五年八月一日から施行する。

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。
令和五年六月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第五十三号

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例 (平成十一年東京都条例第六百六号) の一部を次のように改正する。

第二条の表八の項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律 (令和四年法律第五十五号) 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の宅地造成等規制法」に、「法」を「旧法」に改め、イからニまでを削り、同項ホからレまでの規定中「法」を「旧法」に改め、同項中ホからレまでをイからワまでとし、同表三十六の項中「東京都福祉保健局関係手数料条例 (平成十二年東京都条例第八十七号)」を「東京都福祉局関係手数料条例 (令和五年東京都条例第六十七号)」に改め、同項ヘ中「別表四の項」を「別表一の項」に改め、同表三十八の項中「東京都福祉保健局関係手数料条例 (」を「東京都保健医療関係手数料条例 (平成十二年東京都条例第八十七号)」に改め、同表三十九の項、四十一の項、四十四の項、四十九の項、五十四の項及び五十八の項中「東京都福祉保健局関係手数料条例」を「東京都保健医療局関係手数料条例」に改める。

附 則

この条例は、令和五年七月一日から施行する。ただし、第二条の表八の項の改正規定は、公布の日から施行する。

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年六月二十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第五十四号

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

例

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表六の項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の宅地造成等規制法」に、「法」を「旧法」に改め、イからニまでを削り、同項ホからレまでの規定中「法」を「旧法」に改め、同項中ホからレまでをイからワまでとし、同表二十八の二の項中「東京都福祉保健局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十七号）」を「東京都福祉保健局関係手数料条例（令和五年東京都条例第六十七号）」に改め、同項へ中「別表四の項」を「別表一の項」に改め、同表二十九の五の三の項中「東京都福祉保健局関係手数料条例（一）」を「東京都保健医療局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十七号）」に改め、同表二十九の五の四の項、二十九の五の六の項、二十九の六の二の項、二十九の六の七の項、二十九の六の十二の項及び二十九の六の十六の項中「東京都福祉保健局関係手数料条例」を「東京都保健医療局関係手数料条例」に改める。

附則

この条例は、令和五年七月一日から施行する。ただし、第二条の表六の項の改正規定は、公布の日から施行する。

東京都都税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年六月二十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第五十五号

東京都都税条例の一部を改正する条例

東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。第十九条第二項中「第四十八条第一項又は第二項」を「第七百三十九条の五第一項又は第二項」に、「によつて」を「により」に改める。

第二十四条の九の見出し中「徴収金」の下に「等」を加え、同条第一項中「第四十二条第三項」を「第七百三十九条の四第二項」に、「によつて」を「により」に改め、「徴収金」の下に「又は森林環境税に係る徴収金（同条第一項に規定する森林環境税に係る徴収金をいう。次項において同じ。）」を加え、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「第四十二条第三項」を「第七百三十九条の四第二項」に、「によつて」を「により」に改め、「徴収金」の下に「又は森林環境税に係る徴収金」を加え、「においては」を「には」に改める。

第二十四条の十一第一項第二号から第四号までの規定中「によつて」を「により」に改め、同項第五号中「によつて」を「により」に、「還付し、又は充当した」を「還付した」に改める。

第四十八条の二十四第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「者又は」を「とき、又は」に、「した者」を「したとき」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に、「した者」を「したとき、」に、「保存しなかつた者」を「保存しなかつたとき、」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第七十条第一号及び第二号中「又は第五項」を「から第六項まで」に改める。

第一百三十三条の十六第一項中「によつて」を「により」に、「した者」を「したとき、」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

附則第六条の二の四第二項中「百分の十」を「百分の三十五」に改める。

附則第六条の三第二項を削る。

附則第七条の三第二項中「百分の十」を「百分の三十五」に改める。

附則第十四条に次の一号を加える。

十一 法附則第十五条の九の三第一項 二分の一

附則第十五条第二項中「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」の下に「、法附則第十五条の九の三第一項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋」を、「若しくは第五項」の下に「、法附則第十五条の九の三第一項」を、「熱損失防止改修工事等」の下に「、法附則第十五条の九の三第一項に規定する工事」を、「附則第七条第十一項に規定する書類を」の下に「、法附則第十五条の九の三第一項の規定の適用を受けようとする者にあつては地方税法施行規則附則第七条第十六項に規定する書類を」を加え、「附則第七条第十四項」を「附則第七条第十八項」に改め、同条第三項中「若しくは第五項」の下に「、法附則第十五条の九の三第一項」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第六条の三第二項を削る改正規定、附則第十四条に一号を加える改正規定並びに附則第十五条第二項及び第三項の改正規定並びに附則第六項の規定 公布の日
- 二 第七十条第一号及び第二号の改正規定並びに附則第四項の規定 令和七年四月一日

日

(経過措置)

2 この条例による改正後の東京都税条例(以下「新条例」という。)第十九条第二項及び第二十四条の十一第一項第五号の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の都民税について適用し、令和五年度分までの個人の都民税については、なお従前の例による。

3 新条例第二十四条の九の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の都民税に係る徴収金又は森林環境税に係る徴収金について適用し、令和五年度分までの個人の都民税に係る徴収金については、なお従前の例による。

4 附則第一項第二号に掲げる改正規定による改正後の東京都税条例第七十条第一号及び第二号の規定は、同項第二号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に對して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に對して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

對して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

5 新条例附則第六条の二の四第二項の規定は、施行日以後に取得された自動車に對して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に對して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

6 附則第一項第一号に掲げる改正規定による改正前の東京都税条例附則第六条の三第二項の規定は、令和元年十月一日から令和三年十二月三十一日までの間に取得された同項に規定する家用の乗用車に對して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

7 新条例附則第七条の三第二項の規定は、令和五年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課すべき自動車税の種別割及び令和六年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和五年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割については、なお従前の例による。

東京都宿泊税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年六月二十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第五十六号

東京都宿泊税条例の一部を改正する条例

東京都宿泊税条例(平成十四年東京都条例第一百一十号)の一部を次のように改正する。
第十条第四項中「第七百三十三条の十九第三項」を「第七百三十三条の十九第三項第一号」に改める。

第十一条第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「者」を「とき。」に改め、同項第二号中「によって」を「により」に、「者又は」を「とき、又は」に、「隠匿した者」を「隠匿したとき。」に改め、同項第三号中「者」を「とき。」に改め、同項第四号中「者又は」を「とき、又は」に、「隠匿した者」を「隠匿したとき。」に改め、同項第五号中「者」を「とき。」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

附則

この条例は、令和六年一月一日から施行する。

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年六月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第五十七号

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例

例の一部を改正する条例

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十七年東京都条例第八十号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第二項第一号中「十七万一千六百五十円」を「十七万二千五百五十円」に改め、同項第二号中「七万五千二百九十円」を「七万七千八百九十円」に改め、同項第三号中「八万五千七百八十円」を「八万六千二百八十円」に改め、同項第四号中「三万七千六百円」を「三万八千九百円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和五年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

2 新条例第八条の二第二項の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第八条の二第二項の規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、新

条例の規定に基づく介護補償の内払とみなす。

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年六月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第五十八号

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

東京都立学校設置条例（昭和三十九年東京都条例第百十三号）の一部を次のように改正する。

別表五の部同村山特別支援学校の項位置の欄を次のように改める。

武蔵村山市緑が丘千四百六十番地一

別表五の部同清瀬特別支援学校の項位置の欄を次のように改める。

清瀬市中里四丁目七百八十八番地一

附 則

この条例は、令和五年九月一日から施行する。

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年六月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第五十九号

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都都市整備局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表一の一部第三の款五の項を次のように改める。

五 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年六月二十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第六十号

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する

条例

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条、第二十七条及び第三十五条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第四十五条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第五十五条、第六十三条第一項第六号、第七十四条第一項及び第八十二条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第八十九条の見出し中「資格」を「資格等」に改め、同条第一項中「厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十二条」を「こども家庭庁組織規則（令和五年内閣府令第三十八号）第十六条」に、「児童自立支援専門員養成所（以下

「養成所」を「人材育成センター（以下単に「人材育成センター」に改め、同項第三号中「養成所」を「人材育成センター」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年六月二十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第六十一号

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第三百三十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年六月二十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第六十二号

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四百十号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都児童相談所条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年六月二十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第六十三号

東京都児童相談所条例の一部を改正する条例

東京都児童相談所条例(昭和二十八年東京都条例第百十九号)の一部を次のように改正する。

別表東京都足立児童相談所の項中「足立区 葛飾区」を「足立区」に改める。

附則

この条例は、令和五年十月一日から施行する。

東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年六月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第六十四号

東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

東京都女性福祉資金貸付条例(昭和四十五年東京都条例第三十号)の一部を次のように改正する。

別表事業開始資金の項中「三、一四〇、〇〇〇円」を「三、二六〇、〇〇〇円」に改め、同表事業継続資金の項中「一、五七〇、〇〇〇円」を「一、六三〇、〇〇〇円」に改め、同表就職支度資金の項中「一〇〇、〇〇〇円」を「一〇五、〇〇〇円」に、「三三〇、〇〇〇円」を「三四〇、〇〇〇円」に改め、同表生活資金の項中「一〇五、〇〇〇円」を「一〇八、〇〇〇円」に改め、同表結婚資金の項中「三〇〇、〇〇〇円」を「三一〇、〇〇〇円」に改め、同表修学資金の項中「五一、〇〇〇円」を「五二、五〇〇円」に改める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都女性福祉資金貸付条例別表の規定は、令和五年四月一日以後の申請に係る女性福祉資金の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る女性福祉資金の貸付けについては、なお従前の例による。

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年六月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第六十五号

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年東京都条例第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十一号及び第十三号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第五条中「厚生労働大臣」を「子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第七条に後段として次のように加える。

この場合において、重度訪問介護について準用する第五条中「子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

第四十四条中「厚生労働大臣」を「子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第四十八条第二項中「読み替える」の下に「ほか、重度訪問介護について準用する場合に限り、第四十四条中「子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替える」を加える。

第五十九条第二項及び第六十条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第一百二十二条第三項中「厚生労働大臣」を「子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

附則第五条中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年六月二十八日

●東京都条例第六十六号

東京都知事 小池百合子

東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十二号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

